

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6

令和8年8月4日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社江ノ電バス（法人番号：1021001000300） 代表者 小山 幸一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市片瀬海岸1-8-16 (湘南営業所) 神奈川県藤沢市宮前1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月2日及び令和8年7月3日、長期間監査未実施であることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社江ノ電バス（法人番号：1021001000300） 代表者 小山 幸一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市片瀬海岸1-8-16 (湘南営業所) 神奈川県藤沢市宮前1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月2日及び令和8年7月3日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社本牧運輸（法人番号：4020002019859） 代表者 今井 由紀
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区芹が谷3-1-9 (横浜営業所) 神奈川県横浜市泉区中田南5-19-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年7月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260707	野口タクシー 株式会社(法人番号5060001036017) 代表者 大久保 鋭江	栃木県下都賀郡壬生町大字安塚915番地4	安塚営業所	栃木県下都賀郡壬生町大字安塚915番地4	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和7年8月4日及び令和7年8月12日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)	0	0
20260709	京浜ハイヤー 株式会社(法人番号9020001003818) 代表者 岩浦 泰二	神奈川県横浜市港南区最戸1丁目8番地5号	保土ヶ谷営業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町377番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和8年4月17日及び令和8年5月15日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20260714	金澤 株式会社(法人番号6011501016107) 代表者 左 濱	東京都中野区南台1-1-14 石井ビル3F	東京営業所	東京都足立区西伊興4丁目7-22-201	事業停止(30日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年5月21日、羽田空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(道路運送法第86条第1項)	30	30
20260730	東京国際第一交通 株式会社(法人番号3010501052239) 代表者 鈴木 春恵	東京都葛飾区西水元2丁目10-20	葛飾区営業所	東京都葛飾区西水元1-12-16	事業停止(30日間)	道路運送法第86条第1項	令和8年6月10日、羽田空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(道路運送法第86条第1項)	30	30

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年8月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	マルコ産業運輸 有限会社 代表者：岩澤 武 千葉県八街市砂782-6
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県八街市小谷流446-1
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分170日車
(5) 主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月28日、同年6月3日及び同年同月17日に監査を実施。13件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項） (2) 業務の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (3) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (4) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (5) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (6) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (7) 運行管理者の選任（解任）届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条） (8) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項） (9) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (10) 事業計画（各営業所に配置する事業用自動車数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (11) 事業計画（営業所の位置（運輸局長が指定する区域内））の変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (12) 事業計画（主たる事務所の名称及び位置）の変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (13) 事業者の住所の変更未届出（貨物自動車運送事業法第60条第4項、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 47点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 47点